

## お預り袋のご利用方法

株式会社八十二長野銀行

### 1. ご利用対象取引

現金・小切手等のご入金、口座間のお振替え、現金のお引出し、手形類の取立、お振り込み、公共料金・税金等のご納付

### 2. お預り袋へ入れることができる書類類

入金票（入金帳）、払戻請求書、代金取立依頼書（代金取立依頼書）、取立手形類、振込依頼書（振込帳）、公共料金・税金等の納付書および納付依頼書、現金・小切手  
（注）現金・小切手は、当日または翌日のお手続きのみとさせていただきます。

### 3. ご利用方法

- （１）上記２の書類をお手続きの指定日ごとにお預り袋へ入れてください。
- （２）受付カード発行機のある店舗では、お預り袋受付のキーを押し、受付カードをとり、お預り袋を専用窓口へお持ちください。  
受付カード発行機の無い店舗では、直接店頭までお持ちください。  
当日現金のお引出しがある場合は、番号札をお渡しします。
- （３）当店では、ご指定日に所定の手続きを行い、領収書等をお返しいたします。

以 上

# お預り袋利用規定

株式会社八十二長野銀行

## 1. (お預り袋の利用)

(1) お預り袋は、次の各号の取引を依頼する場合に利用することができます。

- ①本人名義の預金入金・出金
- ②本人名義の振込・代金取立
- ③本人名義による税金・公共料金・その他諸料金の払込み（納付期限切れ等で当行が取り扱いできないものを除く）

(2) お預り袋の利用は、原則として当行の窓口営業時間中に限ります。

## 2. (利用方法)

(1) 1. (1) の取引（以下「お預り取引」という）を当行に依頼するときは、次の各号の物件（以下「封入物件」という）を当行所定のお預り袋に入れ、窓口にお渡しください。

- ①お預り取引に必要な依頼書・その他の書類・帳票
  - ②お預り取引に必要な通帳類、現金・証券類、または預金払戻請求書
- (2) 前項のお預り袋の使用区分は、次のとおりです。
- ①お預り日当日の処理を指定する封入物件は「当日用専用袋」へ入れてください。
  - ②お預り日の翌営業日以降の処理を指定する物件は「ご予約用専用袋」に処理指定日ごとに入れてください。

## 3. (当行の事務処理等)

(1) 当行が窓口でお預りする際はお預り袋の個数単位で受領し、封入物件は営業時間中に当行所定の手続きにより確認のうえ処理いたします。ただし、翌営業日以降の指定がある場合は、指定された日に処理いたします。

(2) 当行はご依頼のお預り取引について、次の各号の方法により処理いたします。この方法で処理したことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ①封入物件に形式不備または記載相違等の不備があった場合は、当行から連絡のうえ再依頼内容にもとづき処理いたします。
- ②入金票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は、当行で確認した金額によるものとします。
- ③振込・払込みに必要な資金の総額と振込資金・払込資金等に充当するための現金・証券類または預金払戻請求書に記載の金額とが相違している場合には、当行から連絡のうえ再依頼内容にもとづき処理いたします。
- ④入金・出金・振込または払込みの処理時点で、入金・出金・振込または払込みに必要な資金の総額が、当該資金引落口座から払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超える場合には、当行から連絡のうえ再依頼内容にもとづき処理いたします。

## 4. (お預り袋の返却)

お預り袋・領収書等は、当行の手続き終了後、ご指定日以降に返却いたしますので、遅滞なく処理結果をご確認ください。

## 5. (損害の負担等)

お預り袋の利用にあたり、災害・事変その他不可抗力による損害、その他当行の責によらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、お預り袋を1. (1) に定めない取引に利用し、損害が生じても当行は責任を負いません。

## 6. (解約等)

本契約は、本人または当行の都合によりいつでも解約することができます。

また、解約に際しては、当行が貸与したお預り袋を直ちに当行へ返却してください。

## 7. (譲渡・転貸等の禁止)

お預り袋は、譲渡・転貸することはできません。

## 8. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当座勘定規定・普通預金規定等の該当する各預金規定および代金取立規定・振込規定等により取扱います。

## 9. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上